



監査結果に対する措置の公表について

平成29年度第1回定期監査の結果報告に対して講じた措置として、平成30年3月2日付（29東経行発第20号）東村山市長から別紙のとおり通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により公表いたします。

平成30年3月6日

東村山市監査委員 赤 木 盛 一

東村山市監査委員 飯 田 武 夫

東村山市監査委員 熊 木 敏 己



29東経行発第20号

平成30年3月2日

東村山市監査委員 赤木盛一様
東村山市監査委員 飯田武夫様
東村山市監査委員 熊木敏己様

東村山市長 渡部 尚

平成29年度第1回定期監査の結果に基づき講じた措置（通知）

平成29年12月4日付31東監発第8号により報告のありました件について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 措置内容
別紙のとおり

以上

年 度	監査の種別
平成 29 年度	<input checked="" type="checkbox"/> 定期監査（第1回） <input type="checkbox"/> 財政援助団体等監査 <input type="checkbox"/> 指定管理者監査 <input type="checkbox"/> その他（ ）

部 課	指摘事項	講じた措置内容
市民部 市民相談・交流課	<p>1-1 起案文書における根拠規程・規則について</p> <p>国際交流団体への補助金交付決定の起案文書において、誤った規則名を根拠に事案決定し事務処理を行っていた。また、決定関与の審議・審査においてもチェック機能が働かなかった。</p> <p>東村山市事案決定規程、文書管理規程、公文例規程や文書事務の手引き等に基づき、適正に事務処理されたい。</p>	<p>1-1 担当者のみのチェックだけではなく、複数体制でのチェックを行い、決定関与の審議・審査についても根拠規則の確認を行った上で交付決定を行うこととした。</p> <p>「東村山市補助金等の予算の執行に関する規則」が根拠規則となるため、交付決定時には都度確認し、処理を行うこととした。</p>
市民部 課税課	<p>2-1 固定資産税関係の証明書の発行手続きについて</p> <p>証明書の発行で、本人以外の申請の際に本人と申請者の関係がわかる書類の無いケースが見受けられた。個人情報保護の観点から適正に事務処理されたい。</p>	<p>2-1 指摘された申請書を確認したところ、地形図・分筆図の申請については誰でも申請できる書類であるため問題なかったことを確認した。その他についても、同時に申請を受けた課税台帳縦覧申請書に添付がされており、必要な本人確認を行っていたことを確認した。</p> <p>今後は事後確認を行い易くするため、委任状をコピーし、証明書申請書及び縦覧申請書それぞれに添付することとした。</p>
市民部 納税課	<p>3-1 契約の仕様書について</p> <p>「納税済通知書保管及び機密抹消処理委託」の仕様書には、業務内容の記載がなく、保管対象年度、抹消の対象や方法等が不明のままの契約となっていた。</p> <p>多くの個人情報が含まれる書類の保管等の委託業務であり、仕様書に業務内容の記載は不可欠であるので適正に作成されたい。</p>	<p>3-1 仕様書に「業務目的」、「業務内容」、「保管対象年度及び抹消対象年度」を記載し、翌年度以降の契約時に使用することとした。</p> <p>平成29年度については、納税済通知書の新規分の保管手続き、抹消対象年度分の抹消依頼を完了している。</p> <p>委託事業者には翌年度以降の契約時に使用する仕様書（案）を示し、「業務</p>

		<p>目的」、「業務内容」、「保管対象年度及び抹消対象年度」について相互確認を行った。また、書面により、本年度の履行状況の確認を行った。</p>
--	--	--